

1. DB方式の追加について（P3）

優先的検討の対象とするPPP／PFI手法に、民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法として、「**DB方式（設計 Design-建設 Build）**」を追加します。

2. PPP／PFI導入検討の視点について（P18）

PPP／PFI手法の導入検討を行うにあたり、民間事業者のノウハウを活かして公共施設の整備・運営を行うことにより、「コスト削減」だけでなく「**工期短縮**」が期待できるかどうかについても検討します。

3. 担当課の事業提案時における対応について

（1）PPP／PFI優先的検討の対象となる事業かどうかの判断（P22）

事業提案時における様式について、**既存の事業提案書を廃止し、公共建築物整備等事前協議書に一本化します。** 今後は資産経営課と担当課で事前協議を実施していく中で、PPP／PFI優先的検討の対象となる事業かどうかを判断します。

（2）概算事業費の算出（P22）

事業担当課は、事前協議を進めるため、概算事業費を算出することとします。概算事業費の算出は、他自治体の類似事例を参考にする方法、民間事業者から意見を聴取する方法、建築住宅課（教育委員会所管施設の場合は教育施設課）に依頼する方法等により行います。

4. 事業手法の検討フローについて

（1）**Step3**簡易な検討や**Step4**詳細な検討の省略（P23）

BTO方式以外のPPP／PFI手法についても、「**施設整備業務の比重の大きいもの**」又は「**運営等の業務内容が定型的なもの**」に該当する事業であれば、簡易な検討を省略可能とします。また、簡易な検討及び詳細な検討が省略可能な場合として、「**従来型手法とPPP／PFI手法の費用総額の比較等から、PPP／PFI手法の活用によるメリットが十分期待できると認められる場合**」を追加します。

（2）事業手法検討会議（P24）

Step3簡易な検討及び**Step4**詳細な検討を省略する場合には、事業担当課、資産経営課及び建築住宅課（教育委員会所管施設の場合は教育施設課）の3課で**事業手法検討会議**を実施することとします。事業手法検討会議では、概算費用の総額、工期、民間事業者の創意工夫の余地等の観点から事業手法を比較し、最も適切なPPP／PFI手法を選択します。

(3) PPP／PFI 導入可否の決定 (P 2 8)

「PPP／PFI を導入するかどうかは、PPP／PFI 導入検討委員会の検討結果を踏まえて、庁議に付議し、決定する」ことを明記します。また、Step 3 簡易な検討や Step 4 詳細な検討を省略した場合においても同様とします。

5. PPP／PFI 事業者選定審査委員会の委員公表・会議公開の基準について (P 3 4～3 5)

公平性及び透明性の確保の観点から、内閣府のガイドラインに基づき、事業者選定前に委員を原則として公表します。また、平塚市情報公開条例に基づき、会議も原則として公開する必要があるものの、委員や会議の公開によって公正かつ円滑な議事運営や意思決定の中立性確保が妨げられる場合には、非公開とする対応が考えられる旨を追加します。

6. 結果の告示について (P 3 7～3 8・4 2)

実状を勘案し、実施方針公表時、特定事業公表時、選定事業者公表時に告示を行う旨の記述を削除します。

7. 債務負担行為の設定について (P 3 8)

先に債務負担行為を設定し、特定事業の選定及び民間事業者の募集を同時に行うことができる条件として、事前のPFI 導入可能性調査において事業内容の検討と事業費の算定を実施しており、実施方針の策定及び公表後、事業内容や金利等に大きな変化が無く、特定事業選定の過程において事業費の大きな増減が見込まれない場合であることを明記します。

8. 庁議への付議・報告、議会への情報提供について (P 3 7・3 9・4 2)

実施方針公表、事業者選定手続、選定事業者公表について、それぞれ必要に応じて事前に庁議への付議・報告、議会への情報提供を行う必要がある旨を追記します。

※その他、複数個所において軽微な語句の修正を行います。

以 上